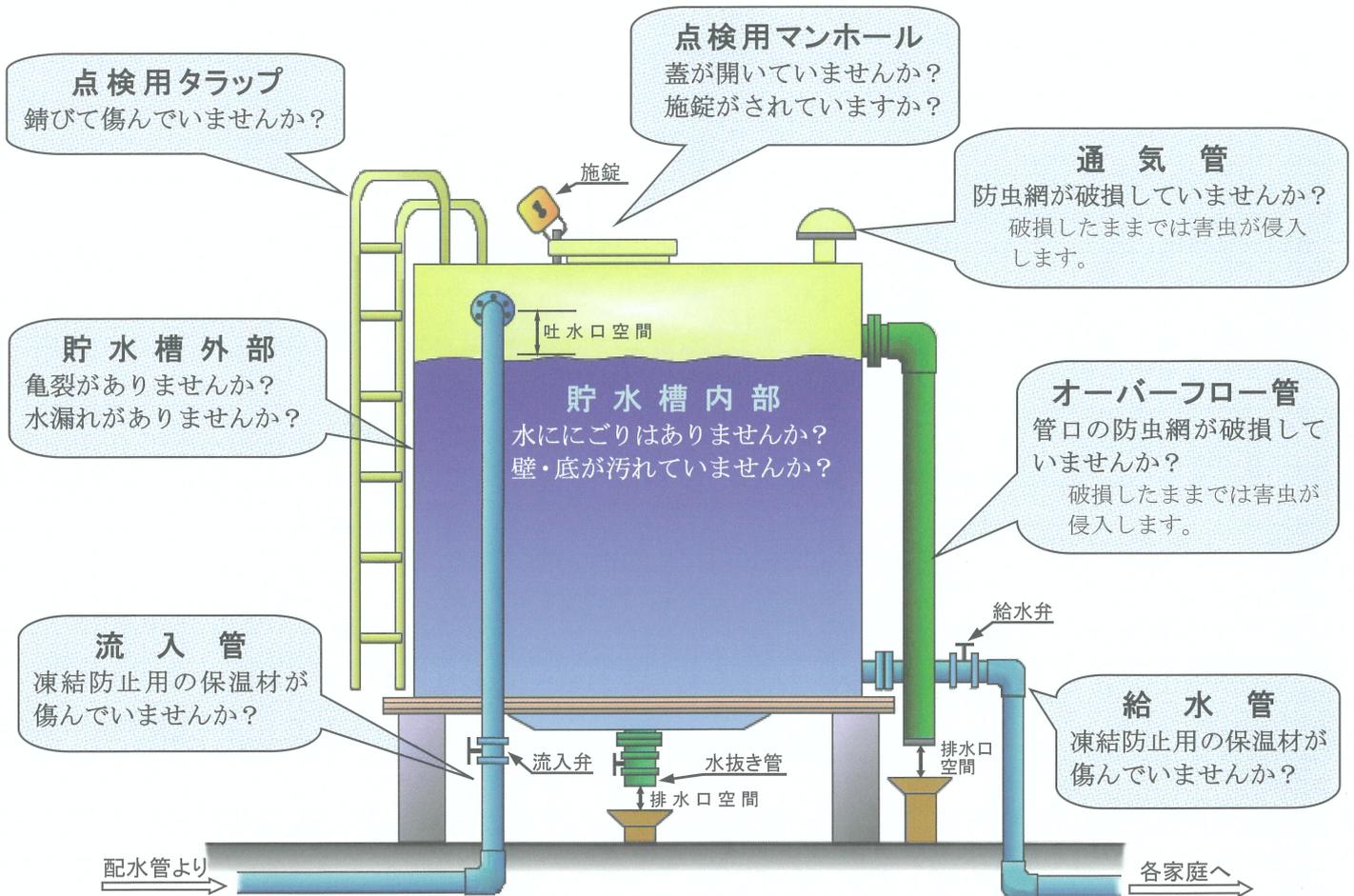


貯水槽水道設置者の皆様へ

中高層ビル、学校、飲食店、工場等では、水道水をいったん受水槽や高置水槽にためてから給水している場合があります。この受水槽や高置水槽から蛇口までの給水方式を、「貯水槽水道」といいます。

「貯水槽水道」の水質や施設の管理については、**貯水槽水道の設置者（所有者や管理組合等）の責任において管理**することになっています。

◆貯水槽は、1年に1回定期的に清掃・点検し、内部はいつも清潔に！



- ① 貯水槽の有効容量が10m³を超えるものは、『簡易専用水道』として、水道法で、1年以内に1回、定期的な清掃、点検、水質検査及び水道検査機関で検査の実施が義務付けられています。
- ② 貯水槽の有効容量が10m³以下のものは、『小規模貯水槽水道』として、設置者の責任において、1年以内に1回、定期的に清掃、点検、水質検査をしていただくようお願いします。

※水質検査の内容：蛇口からの水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無の確認
⇒異常を認めたときは、一般細菌、大腸菌その他必要な項目の水質検査を実施

- ★ 貯水槽の清掃、水質検査は、専門の業者（検索：愛知県ホームページ→建築物登録業→建築物飲料水貯水槽清掃業・建築物飲料水水質検査業）に依頼することをお勧めします。
- ★ 簡易専用水道検査機関（検索：厚生労働省ホームページ→簡易専用水道検査機関登録簿）に依頼してください。

お問い合わせ先

- 愛知中部水道企業団・・・・・・・・給水課 TEL 0561-38-0035
- 豊明市、日進市、みよし市、長久手市・・各市役所環境課（平成25年4月より県保健所から権限移譲）
- 東郷町・・・・・・・・瀬戸保健所